

武豊町における地下水汚染について（続報）

1 調査結果の概要

砒素及びその化合物による地下水汚染の範囲を確認するため、県は発端井戸周辺半径 500m 以内にある井戸を調査し、所有者の協力を得られた 1 本の井戸の水質を調査しました。

調査を行った井戸で地下水基準（0.01mg/L 以下）に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

また、汚染の報告後に県が発端井戸から半径約 500m の範囲内にある事業所の立入調査等をしたところ、砒素及びその化合物の不適切な取扱いは確認されませんでした。

これらのことから、汚染原因の特定には至りませんでした。

周辺井戸の水質調査結果（砒素及びその化合物）

調査地点	調査結果 (mg/L)	用途	採水日
武豊町	<0.005	生活用	2020年12月1日

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

県は周辺の井戸所有者へ汚染の状況や地下水の利用上の注意等の情報提供を実施しました。

3 今後の対応

事業者は地下水モニタリングを実施していく予定です。

県は事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）